

**改正**

平成18年5月16日告示第41号

平成19年7月6日告示第75号

令和2年3月27日告示第52号

令和3年3月30日告示第55号

令和5年3月27日告示第50号

令和5年3月31日告示第62号

飯綱町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置整備事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上かつ処理後のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均）以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。

また、BOD以外の処理基準については町長が別に定めることができる。

- (3) 専用住宅 専ら住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象区域)

**第3条** 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次の各号に定める区域以外とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画区域
- (2) 農業集落排水事業実施要綱（昭和58年構改D第271号）の事業計画区域
- (3) 福井団地区域

（補助金交付対象者）

**第4条** 補助金の交付対象となる者は、前条に規定する補助対象区域において、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者及び合併処理浄化槽付きの専用住宅を購入する者とする。

（補助金額等）

**第5条** 補助金の額は、合併処理浄化槽の購入及び設置に要する費用に相当する額とし、補助限度額は、別表の第1欄に掲げる区分により、それぞれ同表第2欄に定める額とする。

（補助金交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する合併処理浄化槽の設置又は専用住宅の購入の前に合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 補助事業に係る経費の見積書
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 専用住宅を借りている者は賃貸人の承諾書
- (5) 専用住宅を購入する者にあつては、専用住宅の取得を証する書類
- (6) 維持管理に関する誓約書
- (7) 専用住宅の使用頻度を示す書類（別荘に設置する者に限る。）
- (8) その他、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の提出期限は、11月末日とする。

（交付の決定）

**第7条** 町長は前条の規定による合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の提出があつたときは、すみやかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書）

**第8条** 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、

同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書の提出があったときは、すみやかにその変更の可否を審査して、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知する。

(実績報告)

**第9条** 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したのち30日以内、専用住宅の購入者にあつては申請書の提出日から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行うにあつては自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 工事写真
- (5) 住民票の写し
- (6) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

**第10条** 町長は前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)によりすみやかに補助対象者に通知することとする。

(補助金の請求)

**第11条** 町長は前条の規定による補助金の交付額の確定後、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付することとする。

(補助金交付の取消し)

**第12条** 町長は補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取

り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

**第13条** 町長は補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補助対象者の責務)

**第14条** 補助対象者は、事業完了後3年間法第7条及び第11条による浄化槽法定検査結果書の写しを当該検査終了後速やかに町長に提出しなければならない。

(その他)

**第15条** 町長は補助事業を適正に執行するために、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(補則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年5月16日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則** (平成19年7月6日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

**附 則** (令和2年3月27日告示第52号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月30日告示第55号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月27日告示第50号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月31日告示第62号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表（第5条関係）

処理対象人員 （人槽）	限度額
5人槽	390,000円
6人槽～7人槽	474,000円
8人槽～10人槽	660,000円
11人槽～20人槽	1,002,000円
21人槽～30人槽	1,545,000円
31人槽～50人槽	2,129,000円
51人槽～	2,429,000円

飯網町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊞  
(電話番号 )

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、合併処理浄化槽設置整備事業交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設 置 場 所	飯網町大字	番地
2 交 付 申 請 額		円
3 住 宅 等 所 有 者		
4 浄 化 槽 の 型 式		
5 処 理 対 象 人 員		人槽
6 着工予定年月日	年 月 日	
7 完成予定年月日	年 月 日	

※ 添付書類

- (1) 登録浄化槽管理票（C票）【補助金申請書添付用】
- (2) 登録証の写し
- (3) 補助事業に係る経費の見積書の写し
- (4) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書又は概要書の写し
- (5) 確認書の写し
- (6) 工場生産浄化槽認定シートの写し
- (7) 保障登録証
- (8) 浄化槽維持管理委託届書の写し
- (9) 合併処理浄化槽施工管理者を証する書類の写し
- (10) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) 専用住宅を購入する者にとっては、専用住宅の取得を証する書類
- (12) 維持管理に関する誓約書
- (13) 設置場所の案内図
- (14) 浄化槽の位置図及び配置図
- (15) 建物の平面図
- (16) その他、町長が必要と認める書類

飯綱町指令飯下水第 号

様

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付します。

年 月 日

飯綱町長

記

1 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(2) 承認事項等

ア 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告しなければならない。

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときに直ちに町長に報告しなければならない。

(4) 実績報告書

補助事業者は、補助事業に係る事業完了後30日以内又は当該年度1月末日のいずれか早い日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。

飯網町指令飯下水第 号

様

年 月 日付けで申請のあった合併浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

飯網町長 印

記

不交付理由



様式第4号（第8条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日

飯網町長 様

住所  
補助対象者  
氏名 ㊟

年 月 日付、飯網町指令 飯下水第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

上記の理由

飯下水 第 号  
年 月 日

様

飯網町長

合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請決定通知書

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業の変更について、下記のとおり決定します。

記

(可否決定事項)

年 月 日

飯網町長 様

住所  
補助対象者  
氏名 ㊟

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付、飯網町指令 飯下水第 号で補助金交付を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 【添付書類】

- (1) 浄化槽保守点検事業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 工事施工写真
- (5) 住民票の写し

飯下水 第 号  
年 月 日

様

飯網町長

合併浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円也

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

飯網町長 様

住所  
補助対象者  
氏名 ㊟

年 月 日付、飯下水第 号で額の確定のあった合併処理浄化槽  
設置整備事業補助金を、下記により交付してください。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金概算私受領額 円
- 3 今回の補助金請求額 円

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店(所)
口座番号	(普通・当座)
口座名義人	㊟

※ 口座名義人欄には銀行お届け印を押印してください。